

昭和二十六年文部省・厚生省令第二号

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師学校養成施設認定規則（昭和二十三年文部・厚生省令第一号）を次のように改正する。

第一条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百四十七号。以下「法」という。）第二条第一項及び第十八条の二第一項の規定に基づく学校又は養成施設の認定に関しては、法及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号。以下「令」という。）に定めるものほか、この省令の定めるところによる。

前項の学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六条号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校とする。

第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により入学することができる者（法第二条第一項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校若しくは養成施設における学校以外の学校若しくは養成施設においては、法第十八条の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とす

二 修業年限は三年以上であること。
三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に適当であると認められる者であること。

五 別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。

六 教員は、別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。

七 教員のうち六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、三十人を超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項目各号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあっては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、三十人を超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）、その翌年度にあっては五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、三十人までを増すごとに二を加えた数）とするとことができる。

八 一学級の生徒の定員は三十人以下（特別支援学校において視覚障害者（法第十八条の二第一項に規定する視覚障害者をいう。第十一号において同じ。）である生徒に対する教育を行う学級にあっては、十五人以下）であること。

九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。

十 実習室を有すること。

十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき一・一平方メートル以上であること。ただし、視覚障害者である生徒に対する教育を行うあん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設における実習室については、その面積が生徒一人につき一・一平方メートル以上で、かつ、視覚障害者である生徒が実習を行うに適當なものであること。

十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。

十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるものほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

十四 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。

十五 臨床実習を行うのに適當な施設所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十七 専任教員を有すること。

十八 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十九 教員のうち六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、三十人を超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項目各号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあっては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、三十人を超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）、その翌年度にあっては五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、三十人までを増すごとに二を加えた数）とするとことができる。

二十 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校（以下「国民学校」といいう。）初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者（第一学年を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次とのおりとする。）

二十一 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校（以下「国民学校」といいう。）初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科（第一学年を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次とのおりとする。）

二十二 旧師範教育令（明治二十年勅令第三百四十四号）による師範学校予科の第三学年を修了した者（第一学年を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次とのおりとする。）

二十三 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による師範学校予科の第三学年を修了した者（第一学年を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次とのおりとする。）

二十四 旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校を卒業した者（第一学年を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次とのおりとする。）

二十五 旧師範教育令（明治二十年勅令第三百四十四号）による師範学校予科の第三学年を修了した者（第一学年を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次とのおりとする。）

二十六 旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校を卒業した者（第一学年を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次とのおりとする。）

二十七 旧師範教育令（昭和十八年勅令第三百四十四号）による青年学校本科（修業年限二年のものを除く。）を卒業した者（第一学年を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次とのおりとする。）

二十八 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基く旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二百四十四号）による試験検定に合格した者及び同規程により文部大臣において専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者（第一学年を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次とのおりとする。）

二十九 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者（第一学年を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次とのおりとする。）

三十 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第十七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験に合格した者

三十一 教育職員免許状を有する者及び同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四号、第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者及び同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の二号、第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

三十二 前号に掲げる者、文部科学大臣に指定期定した者

三十三 第十八条の二第一項の学校又は養成施設の入学又は入所に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと指定期定した者

三十四 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、次のとおりとする。

三十五 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号から第十八号までを準用するほか、次とのおりとする。

三十六 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、第二条第三号から第十八号までを準用するほか、次とのおりとする。

三十七 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号から第十八号まで、第二十一号及び第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者

三十八 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者及び同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四号、第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

三十九 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

四十 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第十七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験に合格した者

四十一 教育職員免許状を有する者及び同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四号、第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

四十二 前号に掲げる者、文部科学大臣に指定期定した者

四十三 第十八条の二第一項の学校又は養成施設の入学又は入所に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと指定期定した者

四十四 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号から第十八号までを準用するほか、次とのおりとする。

四十五 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号から第十八号まで、第二十一号及び第二十三号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

四十六 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

四十七 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

四十八 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

四十九 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

五十 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

五十一 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

五十二 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

五十三 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

五十四 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

五十五 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

五十六 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

五十七 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

五十八 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

五十九 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

六十 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

六十一 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

六十二 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

六十三 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

六十四 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

六十五 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

六十六 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

六十七 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

六十八 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

六十九 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

七十 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

七十一 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

七十二 第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項に規定する省令で定める基準は、第二条第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者

この省令は、昭和三十九年九月二十九日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四一年二月一五日文部・厚生省令第一号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四五年一月一一日文部省・厚生省令第二号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四七年五月一三日文部省・厚生省令第二号) 抄	(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五一年一月一〇日文部省・厚生省令第一号)	この省令は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十九号)の施行の日(昭和五十一年一月十一日)から施行する。
附 則 (昭和五一年一月二八日文部省・厚生省令第二号) 抄	(施行期日) この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。 (経過措置) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七号)第二条第一項に基づく認定(以下「認定」という。)を受けた学校若しくは柔道整復師養成施設又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第十二条に基づく指定(以下「指定」という。)を受けた学校若しくは柔道整復師養成施設において、昭和五十一年三月三十一日以後引き続きあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修習中の者に係る授業科目の授業時間数は、この省令による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(以下「認定規則」という。)別表第一及び別表第二並びに柔道整復師養成施設指定規則(以下「指定規則」という。)別表第一及び別表第二にかかるわらず、なお前述の例によることができる。
附 則 (昭和五三年八月一日文部省・厚生省令第一号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五七年七月九日文部省・厚生省令第二号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五七年七月九日文部省・厚生省令第三号)	(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成元年六月二〇日文部省・厚生省令第四号)	(施行期日) この省令は、平成二年四月一日から施行する。
附 則 (平成元年九月二九日文部省・厚生省令第四号)	(施行期日) この省令は、平成二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年三月二九日文部省・厚生省令第二号) 抄	(施行期日) この省令の施行の際現に存する認定施設については、この省令による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設が設置された年度にあつては二人、その翌年度にあつては三人以上とするのを平成五年三月三十一日までは「二人以上」と、平成七年三月三十一日までは「三人以上」と読み替えて適用する。
附 則 (平成一二年三月三一日文部省・厚生省令第三号)	(施行期日) この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年一〇月二〇日文部省・厚生省令第五号) 抄	(施行期日) この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附 則 (平成一三年一月二七日文部省・厚生省令第八〇号) 抄	(施行期日) この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年二月二二日文部科学省・厚生労働省令第一号)	(施行期日) この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。
附 則 (平成一六年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第四号)	(施行期日) この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年一月一五日文部科学省・厚生労働省令第二号)	(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省・厚生労働省令第一号)	(施行期日) この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省・厚生労働省令第二号)	(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二七年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第二号)	(施行期日) この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第二号)	(施行期日) この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年一月一五日文部科学省・厚生労働省令第二号)	(施行期日) この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三〇日文部科学省・厚生労働省令第一号)	(施行期日) この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

てないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則 (平成二十九年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)第二条第一項の認定を受けている学校又は養成施設(次条において「改正前認定学校養成施設」という。)において「改正前認定学校養成施設」という。)においてあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(以下「新規則」という。)別表第一の規定にかかるず、なお従前の例によることができる。

第三条 改正前認定学校養成施設における新規則第二条第七号に規定する専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 この省令の施行の日(次条において「施行日」という。)前にこの省令による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(次条において「旧規則」という。)別表第一専門分野の項第四号に掲げる者に該当する教員としての経験を有する者については、新規別表第二の規定にかかるらず、当分の間、教員として同表の専門分野の上欄に掲げる教育内容を教授することができる。

第五条 施行日前に旧規則別表第二専門分野の項目第四号に掲げる者に該当する教員としての経験を有する者が前条の規定により施行日以後教員として同表の専門分野の項目上欄に掲げる教育内容を教授する場合における新規別表第二条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第一号)附則第四条の規定により同令の施行の日以後教員として別表第二の専門分野の項目上欄に掲げる教育内容を教授する者」とする。

附 則 (令和四年九月三〇日文部科学省・厚生労働省令第三号)
この省令は、令和四年十月一日から施行する。

別表第一 (第二条及び第五条関係)

野 分 確 基 門 専	野 分 確 基	容 教育内
復回び及防予 ち立り成の病疾能機と造構の体人	活生と間人盤基の考思的学科	別表第一 (第二条及び第五条関係)
十二	十二	あん摩マッサージ指圧師
	四十	はり師
十二	十二	師きゅう
十二	十二	あん摩マッサージ指圧師
十二	十二	あん摩マッサージ指圧師
十	十	あらゆる指サ摩
野 分 門 専	一	四十
基礎学圧指ジトサツマ摩んあ基礎	念理のうゆき	あと社説医りう師
一 七	一	四十
十	十	あらゆる指サ摩
一 八	一	四十
°む含を学動運	°む含をショシケニユミコ	考備
八		三
九		三
九		三
学生	ゆき床臨学りは床臨学圧指ジトサツマ摩んあ床臨	学うゆき基礎学りは
		十一
九		三
		十一
°む含を穴経路経び及論概学医洋東	°む含を理倫業職び及	度制障保会社
		十一
		十三
		十二
		十三

語聴覚士法（平成九年法律第二百三十二条）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十三単位以上）、きゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上（うち基礎分野八十九単位以上）、専門基礎分野二十七単位以上（うち基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十一単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野四十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十七単位以上）、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、

第三複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上（うち基礎分野八十九単位以上）、専門基礎分野二十七単位以上（うち基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十一単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上（うち基礎分野四十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十七単位以上）、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、

別表第二（第二条及び第五条関係）		別表第二（第二条及び第五条関係）	
教授するのに適當と認められる者		当分の間、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。この場合における前号の規定（あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設に係る部分に限る）の適用については、同号中「専門分野四十単位以上」とあるのは「専門分野三十単位以上」と、「専門分野五十五単位以上」とあるのは「専門分野五十単位以上」とする。	教授するのに適當と認められる者
一 医師	二 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状（以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する）を有する者	次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者	
一 医師	三 厚生労働大臣の指定したあん摩マツサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業した者（以下「養成機関卒業者」といいう。）	次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者	
二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者	三 養成機関卒業者	二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者	
四 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者	四 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者	四 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者	